

永年預かり制度契約書

委託者 非営利型一般社団法人 Everypawdy を甲とし、預かり主（ ）を乙として、甲乙間で以下のとおり動物の所有権の委託に関する契約を締結する。

正式委託前（ ）日間をトライアル（お試し飼育）期間とし、甲が乙宅を訪問し該当動物を届けた日よりトライアル期間を開始し、トライアル期間終了後、乙が当該動物とのマッチングを了承した場合、本契約書をもって正式委託契約を締結するものとする。

訪問時、乙の飼育環境が該当動物の飼育にそぐわないものと甲が判断した場合、トライアル及び委託契約を締結しない場合があることを承諾する。また、甲がトライアル及び預かり契約を締結しないと判断した場合でも、交通費等の経費は乙が負担するものとする。

永年預かり制度登録費用に関しては、当該動物を届けた時点でその全額を一旦甲が預かるものとする。

トライアル開始	年	月	日
トライアル終了	年	月	日

記

第1条（目的）

甲は下記の動物の所有権に関し、本契約書の内容を乙が遵守することを条件に乙に委託するものとする。

種類（ ）

生後（ ）年（ ）ヶ月

カラー（ ）

性別（ ）

疾患（ ）

施行済医療内容 ●不妊去勢手術（ ） ●ウイルス検査（ ） ●ワクチン接種（ ）

●ノミダニ駆除（ ）

第2条（譲受人の遵守事項）

乙は、以下の項目について遵守するものとする。

- 該当動物を愛玩動物として育成し、適切な食糧、医療行為、生活環境（衛生管理の徹底、完全室内飼育厳守等）を提供する。
- 該当動物が生後半年に満たない場合等、譲渡前に不妊去勢手術を施術出来なかった場合は、獣医師の判断により手術が不適切な場合を除き、必ず不妊去勢手術を受けさせる。やむを得ず施術出来ない場合は医師の診断書と共に甲に報告し、交配・繁殖を回避すべく、最大限の配慮をする。
- 殺傷、虐待、保健所への持ち込み、1ヶ月以上の第三者への飼育の委託を行わない。
- 乙は、所有権の委託に際し、別紙に定められた永年預かり制度登録費用を負担するものとする。

5. 乙は、正式委託後について、健康等の事由により飼育が困難になった場合は、甲に連絡の上で該当動物の飼養放棄することが出来る。
6. やむなき事情で飼育が困難となっても、甲に事前の書面もしくは電磁的方法による承諾なく該当動物を遺棄、譲渡、担保設定、その他の処分をしてはならず、速やかに甲へ飼養放棄の通達をし、その所有権は甲に戻さなくてはならない。尚、委託時に甲が受領した費用全てについて返金要求には応じない。
7. 本契約日から、毎月1ヶ月に1度、電磁的方法もしくは郵送にて当該動物と撮影日の分かるものが写った写真を送付しなければならない。
8. 当該動物を繁殖に利用しない。万が一当該動物の子供が生まれ、その所有権を第三者に移譲する場合は、一切の金銭を受け取らない。
9. 逃走防止のための管理を怠らない。万一当該動物が逃走し、行方不明になった場合、速やかに甲に連絡をし、警察、保健所、動物愛護センターに届け出る。
10. 当該動物が死亡した場合、速やかに甲に連絡をする。本契約から1年以内に死亡した場合は、獣医発行の死亡診断書を甲に提出する。また、正式委託契約後でも死亡に不審な点が見受けられる場合は、乙は法的にその責任を問われる場合があることを承諾する。
11. 住所、連絡先が変更になった場合は、速やかに甲に連絡をする。

第3条（委託人の遵守事項）

甲は、以下の項目について遵守するものとする。

1. 乙への所有権の委託時の登録費用の負担に際し、かかる交通費における実費を証明するもの、医療行為を行ったと証明するもの（原本もしくは謄本）と引き換えに乙から費用を受け取る。
2. 本契約日から（ ）日間のトライアル期間において、この期間に乙から甲への当該動物の返上要請があれば承諾する。ただし、返還にかかる費用は乙が負担する。
3. 本契約日から30日以内に獣医師による診断により当該動物に事前に伝えられていない疾患が発覚した場合、乙から甲への返上要請があれば承諾する。返還にかかる費用は甲が負担する。
4. 前2項に基づき、乙から当該動物の返上要請があり、乙が費用の負担をしていた場合、実費を証明するもの、医療行為を行ったと証明するものと引き換えに乙に費用を返却する。ただし、前2項に基づかない返上要請の場合はこの限りではない。
5. 乙から甲へ当該動物が返上された場合、文書により返上されたことを記し、乙に提出する。
6. 住所、連絡先が変更になった場合、速やかに乙に連絡する。

第4条（委託人の返還請求）

甲は、乙が第2条の事項を遵守していない場合、当該動物の返還要求をすることができるものとし、乙はこれに従うものとする。ただし、甲が連絡先の変更連絡を怠り、乙が連絡できない状況となっていた場合はこの限りではない。

第5条（有効期間）

本契約の期間は、本契約日から、当該動物の死亡、もしくは乙からの返還要求があり、乙が甲に当該動物を返還するまでとする。ただし、死亡診断書の提出が定められている場合はその完了までとする。

第6条（準拠法、合意管轄）

本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関連して発生する紛争については、甲の所在地の管轄裁判所を第一審合意管轄と定めるものとする。

第7条（協議事項）

本契約に関する疑義または問題が発生した場合、甲乙協議の上解決するものとする。

以上、本契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各1通を保有するものとする。

年 月 日

甲（委託者）

氏名 非営利型一般社団法人 Everypawdy 代表 藤岡 和人 ⑩

住所

電話番号 080-8747-0044

乙（預かり主）

氏名 ⑩

住所

電話番号

緊急時連絡先

氏名

住所

電話番号

■正式委託に関して

トライアル期間終了後、双方合意の場合に正式委託となります。

正式委託となった場合は、以下の永年預かり制度登録費用のご負担をお願いします。

永年預かり制度登録費用はトライアル開始時に全額ご用意を頂き、一旦お預かり致します。

正式委託とならなかった場合は、引取りにかかる交通費を差し引いて、全額返金致します。

医療ケア費	15,000 円/匹※1
保護費用実費負担分	12,000 円/匹※2
運搬交通費	3,000 円/件※3

計 30,000 円

※1 不妊去勢手術実施の有無に関係なく、一律定額となります。

不妊去勢手術実施前の子猫を委託する場合、獣医師の判断により手術が不適切な場合を除き、必ず不妊去勢手術を受けさせていただきます。

※2 保護費用実費負担分とは、委託の際にご負担頂くことの出来ない、これまでに掛った医療費や活動費に対してのご寄付として計上されます。

※3 動物たちのストレス等を最小限に抑える為自動車での移動となります。その為、ご自宅までの交通費を一律でご負担いただきます。長距離(半径 70 km以上)のお届けは別途実費交通費と高速代金をご負担頂く事をご了承ください。